二(二)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町横川目七地割一三の二（国有林）、一三の一（次の図に示す部分に限る。）

(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(四)　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　東京都八王子市館町一二七〇の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一二一三の四・一二一五の二・一二一六の二・一二一七の二・一二四九の五（以上五筆国有林）、一二一三の五、一二二五の一、一二二六の一、一二二七の一、一二四八の二、一二四九の二、一二四九の六

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○国土交通省告示第七百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年五月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1009	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＨＫ１Ｘ　ＤＬＡ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号	吸入負圧：3.4 kPa　排気圧力：26.0kPa　吸入負圧：3.4 kPa　排気圧力：25.0 kPa　吸入負圧：3.4 kPa　排気圧力：23.0kPa

○国土交通省告示第七百七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年五月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

二(二)　解除に係る保安林の所在場所　東京都八王子市館町一二二五の二・一二一六の二・一二二七の二（以上三筆国有林）、一二二五の一、一二二六の一、一二二七の一

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県観音寺市大野原町丸井字平岡一〇四七の一四・一〇四七の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四七の一九、一〇四七の二三から一〇四七の二五まで、一〇四七の二七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び観音寺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百七十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年五月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1008	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＵＤＳ－Ｃ15	吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：44.4kPa　吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：41.1 kPa　吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：40.4 kPa　吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：36.9 kPa　吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：29.2kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第七百七十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年五月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2322	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＡＡ－ＬＡ13	ホンダ　ＤＡＡ－ＺＥ２	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊎Ｇ－2323	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＡＡ－ＬＡ15　Ａ20	ホンダ　ＤＡＡ－ＺＥ３　〃	〃

○国土交通省告示第七百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年五月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1010	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＵＤＳ－Ｃ18	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：48.2kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第七百八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年五月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－44Ｒ－040004	年少者用補助乗車装置　タカタ　Ｔ－Ｋ04－034	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第七百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏